

福島県庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 福島県が発注する庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。
- 3 入札参加者は、入札公告に入札に参加する者に必要な資格の確認に関する事項が記載されている場合には、条件付一般競争入札参加資格確認書類提出書及び添付書類を作成し、入札場所に持参しなければならない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記入すること）。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札代理人にすることはできない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当

たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならぬ。
3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
3 入札及び開札は公開とする。
4 開札したときは、直ちに入札書を金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者及び当該理由を読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 第3条第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
(2) 入札参加資格のない者が入札した入札書
(3) 入札時刻に遅れました入札
(4) 委任状を持参しない代理人のした入札
(5) 同一の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
(6) 鉛筆書きによる入札書
(7) 入札の日付がない入札書

- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (9) 発注者名、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (10) 入札書の委託業務名が入札公告と一致しない又は記載されていない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く）
- (11) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書
- (12) 上記（1）から（11）に掲げるもののほか、入札公告、入札説明書、契約の方法及び入札の条件において示した入札条件に違反して入札した入札書

2 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、入札参加資格の条件を満たし、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効又は失格の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第11条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第12条 落札者は、次の各号に掲げる場合においては、落札決定の日から起算して7日以

内に、当該各号に掲げる措置を行わなければならない。ただし、知事又は当該契約事務について委任を受けた公所長（以下「契約権者」という。）の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- (1) 契約書を作成する場合、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えてこれを契約権者に提出すること。
- (2) 契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）により契約を行う場合、契約権者が指示する電子契約書に契約権者が定めるところにより電子署名を行い、関係書類を契約権者に提出すること。

2 落札者が、前項に規定する期間内に前項各号に定める措置を行わないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（質問及び異議の申立て）

第13条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

- 2 入札書の提出後、この心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年10月1日以降に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

- 1 この心得は、平成24年10月30日から施行する。
- 2 平成24年10月29日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。
- 3 この心得は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度契約分から適用するものとする。
- 4 この心得は、令和3年1月21日から施行し、同日契約分から適用するものとする。
- 5 この心得は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日以前に公告を行った入札については、従前の例による。

附 則

- 1 この心得は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この心得は、令和7年10月1日から施行する。

2 令和7年9月30日以前に入札公告又は入札通知を行った業務等については、従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもつて誓約します。

記

以上

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。